

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う本市の  
個人情報保護制度の見直しについて（最終答申）（案）

令和4年 月 日

武蔵村山市個人情報保護審議会



## はじめに

当審議会は、令和4年5月12日付け及び同年9月14日付けで武蔵村山市長から諮問を受けた「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」を令和4年5月12日から同年10月14日までの間、審議しました。

武蔵村山市における個人情報保護制度は、平成2年に施行された武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号。以下「条例」という。）について、社会保障、税番号制度の開始等、社会の情勢変化に応じた改正を行うことで、現在まで適切な運用が図られてきました。

今般、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個人情報保護制度の根拠は条例から個人情報保護法に移行することとなります。

今回の諮問は、武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称。以下「法施行条例」という。）を制定するに当たり、適切な制度設計を図る目的や、追加で、基本的に個人情報保護法の適用対象から除外される武蔵村山市議会が制定する新設条例において、議長が、市長の設置する附属機関に対し諮問することを規定することの妥当性を審議する目的でなされたものです。

当審議会は、その設置の趣旨及び個人情報保護法の趣旨を踏まえつつ、市において実施されたパブリックコメントの結果も考慮して、市民から信頼される制度づくりに資するべく諮問事項について検討及び審議を行いましたので、その結果について別紙のとおり最終答申を行います。

令和4年 月 日

武蔵村山市個人情報保護審議会  
会長 佐々木 哲



## 1 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について（法第60条第5項関係）

## 【趣旨】

改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）において、民間事業者に適用される規律として、思想、信条などの要配慮個人情報（センシティブ情報）について、本人同意のない収集の禁止や本人の事前同意を必要としない第三者提供の例外（いわゆるオプトアウト）からの除外といった制限が定められている。

現行の本市の個人情報保護条例においても、センシティブ情報の保有を原則として禁止している（第5条第2項）が、改正法では、行政機関等について、センシティブ情報の収集について特別の収集制限規定を設けていない。

この点について国の考え方は、「要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており（法第61条第1項）、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と実質的に同様となっており、法律の規律と重複する規定（要配慮個人情報の取得制限を条例で規定することは許容されません。」としている。

市においては、改正法で規定する要配慮個人情報のほか、例えばDV、虐待、LGBTなどに関する相談記録や懲戒処分の履歴等も保有しており、これらの情報を「条例要配慮個人情報」として条例で規定することも想定される。

しかし、改正法に基づく規律（個人情報ファイル簿に要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報を保有しているかどうかの記載をしなければならないこと）以外に、市による取得や目的外利用・外部提供を制限するような固有のルールを付加することは許容されない中、条例化の実利をどのように考えるか。

## 【意見】

市では、取扱いに配慮が必要であるものの、要配慮個人情報には含まれない情報（DV、虐待、LGBTQ+に関する情報等）を保有している。当審議会としては、これらの情報について、今後も適正な管理がなされるかを懸念しており、条例要配慮個人情報として規定した上で管理をすべきとの意見があった。

一方、国は、全ての個人情報の適正な取扱いは法の規定だけで確保されるとして、自治体が条例要配慮個人情報を定めたとしても、それに係る独自の規制を行うことを認めていない。また、個別事案の処理について審議会の意見を聴くことや、審議会への報告を要件化すること等についても、それが事後的なものであっても認めないとしている。

そのような状況では、条例要配慮個人情報を定めたとしても、特別の取扱いを義務付けることはできず、当審議会がその取扱いを監視することもできない。

以上のことから、当審議会では、現時点においては、条例要配慮個人情報に当たる記述等

を条例で規定することにより、より適切な管理を求めることは困難であるとする。ただし、よりの確な個人情報保護制度の実現のため、市に対して、以下のとおり求めることとする。

- (1) 今後、機会を捉え、全国市長会等を通して国に対し、条例要配慮個人情報に関する全国統一的な規制を法で定めることや、自治体独自の規制の許容を求める声を聴く場を設けるよう働きかけを行うこと。
- (2) 条例要配慮個人情報に係る他の自治体の動向について、当審議会に必要な情報提供を行うこと。

2 法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について（法第75条第5項関係）

【趣旨】

改正法による個人情報ファイル簿の作成・公表の義務付け（個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上の場合）の趣旨は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするためである。

本市においては、個人情報を取り扱う業務ごとに、個人情報を取り扱う業務の名称、個人情報の利用目的、個人情報の記録項目等を記載した届出書の提出を業務開始時、廃止時又は個人情報の利用時に義務付け、提出された届出書（単票）を「個人情報目録」の形で一覧表形式にまとめて公表するほか、市役所1階の市政情報コーナーに配架している。

改正法においては、個人情報ファイルに関する事項を集約した個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けているが、本市における改正法対応としては、従来の業務単位の登録から個人情報ファイル単位の登録に見直すとともに、改正法により記載が求められている事項であって既存の本市個人情報目録には存在しない事項を追加で記載する必要がある。

その上で、改正法第75条第5項では、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」とするが、どのような個人情報の集合体を市が保有しているのかを明らかにし、本人による自己情報へのアクセス（開示等請求）を容易にするという立法趣旨に照らすと、その役割としては法定の個人情報ファイル簿で充足すると考えられ、法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記録した帳簿の作成・公表を条例で定める必要はないとしたいが、どう考えるか。

【意見】

事務を単位として個人情報を管理する現行の保有個人情報目録と、個人情報ファイルを単位として管理する個人情報ファイル簿とは性質を異にするものであるが、その目的は同じであると考えられる。このため、今後、市が個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成しないこととしても、市民等が、自分の個人情報が実施機関においてどのように取り扱われているかを検索しようとした際の利便性等には、大きな影響は生じないものと考えられる。むしろ共存させた場合には、市民等に不要な混乱を与えるおそれがある。

また、個人情報ファイル簿について、対象者が少ないもの（法で作成が義務付けられない、個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人未満のもの）も含めて全件作成した場合には、それによって必要な情報が埋もれ、検索性が低下するおそれがある。加えて、対象

者が少ないことで、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能となってしまう等の問題が生じるおそれもある。

以上のことから、法で義務付けられた範囲の個人情報ファイル簿を作成することとし、保有個人情報目録については廃止するのが適当である。

#### 【参考】

#### 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）6-2 抜粋

行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人は、当該行政機関の長等の属する行政機関等（4-1-1（5）（行政機関等）参照）及び同項各号に掲げる法人が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等及び同項各号に掲げる法人における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（法第75条第1項）。

#### 武蔵村山市における個人情報保護事務の手引 第30条 抜粋

#### 【趣旨・解釈】

本条は、市長は、個人情報を取り扱う業務に関する届出に係る事項についての目録を作成して公表し、実施機関の個人情報の保有状況を市民に対し明確にし、かつ、市民がいつでも閲覧できるようにする責務があることを明らかにしたものである。



3 改正法が規定する開示決定等の期限の特例を条例で定める必要性について（法第108条関係）

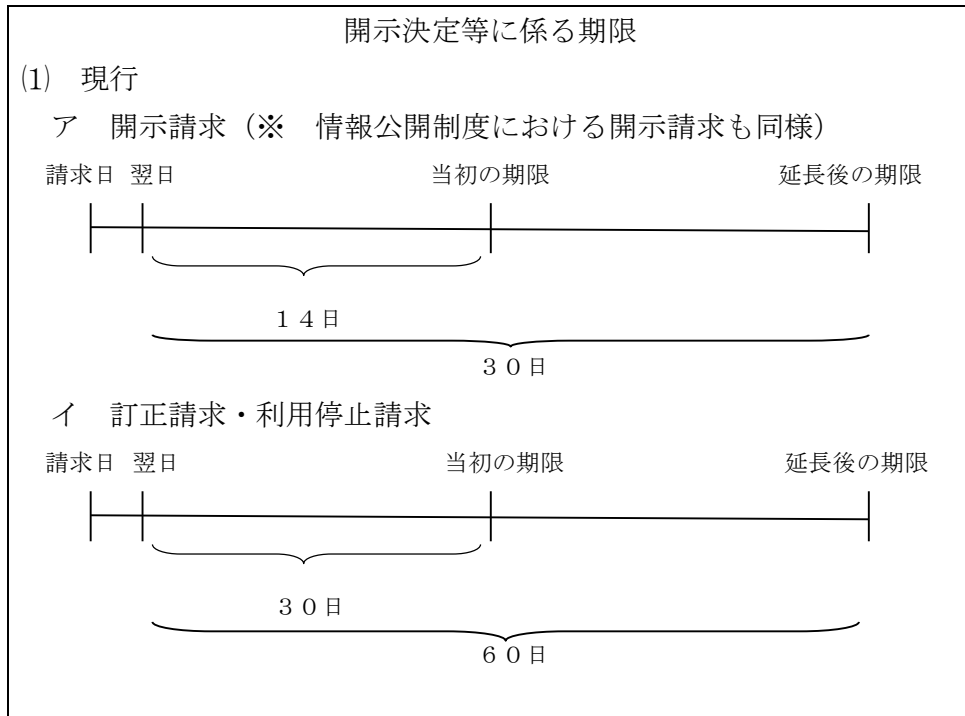
【趣旨】

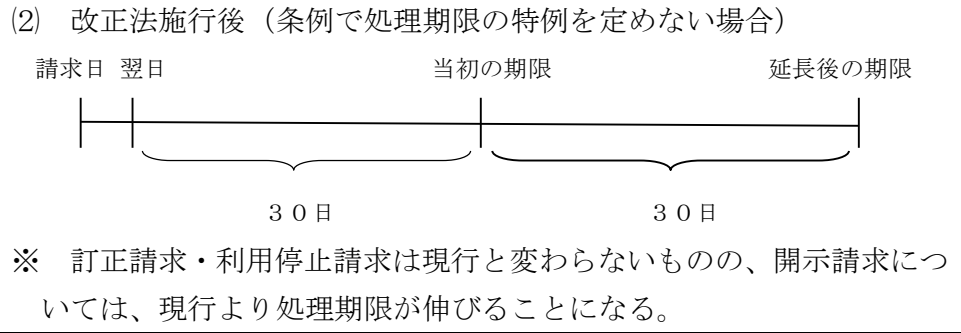
開示請求等があった場合の処理期限について、現行条例では、開示請求については、「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に」決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは「開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度」として処理期限を延長できるとしている。

また、訂正請求・利用停止請求については、「訂正（利用停止）請求があった日の翌日から起算して30日以内に」決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは「訂正（利用停止）請求があった日の翌日から起算して60日を限度」として処理期限を延長できるとしている。

一方、改正法では、開示請求・訂正請求・利用停止請求とも「請求があった日から30日以内に」決定をするものとし、正当な理由があるときは「（決定する期間を）30日以内に限り延長することができる」としている。

このため、改正法の施行後は、条例で決定期限の特例を定めない限り、開示決定等のうち開示決定については、現行より処理期限が延びることになり（下表参照）、情報公開条例における開示決定等の期限との均衡が図られないことになる。





この点、①一般に、情報公開請求における開示請求の場合には開示対象公文書の量が膨大になるケースが生じ得るが、保有個人情報の開示請求では、そのような事態が生じることは少ないと想定される中で、情報公開条例における決定期限よりも長い決定期限とする妥当性があるか、②保有個人情報の開示決定の期限が現行よりも伸びることについて市民の理解が得られるか等を考慮すると、開示決定の期限を現行と同様とする旨を条例で定めることとしたいが、どう考えるか。また、訂正決定及び利用停止決定の期限は、現行と改正法施行後も変わらないため、条例で特例を定めないこととしたいが、どう考えるか。

**【意見】**

地方公共団体が、開示等の決定を行う期限を法の規定の範囲内で変更することは認められており、できる限り速やかな開示を行うよう義務付けることは市民感情にも即したものであると考える。

以上のことから、法定の開示等決定期限を短縮する特例を条例で規定し、現行の期限を引き継ぐこととするのが適当である。

#### 4 条例で定める開示手数料の額について（法第89条第2項関係）

##### 【趣旨】

現行は、条例において、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に要する費用を無料としつつ、開示の場合において写しの交付をするときは、当該写しの作成及び送付に要する費用（文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成に要する費用を除く。）を開示請求者の負担としている。

改正法では、「開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」としていることから、開示請求に係る費用負担の仕組みを条例で定める必要がある。

この「実費」には、開示請求を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費等の開示の実施に必要な経費とが含まれるとされるが、現行の費用負担の考え方や情報公開制度・行政不服審査制度における写しの作成に要する費用との均衡も考慮し、次のように条例等で定めたいが、どう考えるか。

区分	現行	見直し案
写しの作成に要する費用の性質	実費相当額として、諸収入（雑入）で収入	条例で定める手数料として収入
文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成	無料	現行を維持し、無料とする。
上記以外の媒体に記録されている保有個人情報の写しの作成	① プリンターにより作成する場合 ア 単色刷り 片面1枚につき10円 イ 多色刷り 片面1枚につき20円 ② 電磁的記録媒体等により作成する場合 作成に要する費用の実費相当額	考え方は左記と同様とするが、①の額は条例に規定し、②の額は条例施行規則に規定することを想定する。

##### 【意見】

開示請求に係る手数料並びに写しの作成及び送付に要する費用については、開示請求者の権利利益を最大限考慮し、可能な限り無料とするという方向性は理解できる。一方で、事

務の増加や印刷費用等に応じた適正な受益者負担を求めることも必要と考える。

以上のことから、開示請求等に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用として現行制度と同様の負担を求めることが適当である。ただし、負担額については、他市の設定額等を参考にしつつ、その時々を経済情勢を考慮して、適切な設定を行うよう求める。

## 5 個人情報保護審議会への諮問事項について（法第129条関係）

### 【趣旨】

これまで、条例においては、要配慮個人情報（センシティブ情報）の保有、本人以外のものからの個人情報の収集、目的外利用・外部提供、電子計算組織の結合等については、個人情報保護審議会への諮問・答申を経て実施してきた。

しかし、改正法の施行後は、改正法が社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を国の個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みとなったところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問・答申により実施することは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであり、これまでのように類型的に審議会への諮問・答申を経ることを実施の要件とする条例を定めてはならないとされる。

このため、個人情報保護審議会への諮問を要する場面は少なくなると考えられるが、「条例で定めるところにより、（中略）個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」とされていることから、個人情報保護審議会の機能としての諮問事項をどのように考えるか。

なお、国からは、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、以下の場合が想定されるとしている。

- ① 定型的な案件の取扱いについて、専門的な知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに沿った「運用ルールの特則」を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ② 地方公共団体が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

こうした上で、上記の「運用ルールの特則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的な知見に基づく意見を踏まえて、法第62条（利用目的の明示）に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条（正確性の確保）に基づく正確性の確保のための方策、法第66条第1項及び第2項（安全管理措置）に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号（本人同意を得て行う利用及び提供）に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が想定されるとしている。

### 【意見】

現行制度における報告事項のうち、保有個人情報目録の廃止に伴い、個人情報を取り扱う

業務の開始、変更及び廃止の届出並びに保有個人情報の利用状況の届出は廃止されることとなる。しかし、当審議会を設置の趣旨に照らせば、実施機関における個人情報の取扱いを的確に把握することが必要であるから、廃止される事項に代わり何らかの報告を行うこととするのが適当である。このため、新たな報告事項としては、保有個人情報目録に代わり作成されることとなる個人情報ファイル簿の公表の状況を加えるのが妥当である。

また、同様の理由により、現行制度における報告事項のうち、制度移行後も存続可能なもの（目的外利用及び外部提供の状況）については、引き続き報告することを求める。

また、制度移行後の個人情報の取扱いは法の規定でのみ規律され、審議会が個人情報の取扱いについて意見を述べることは許容されない。このことから、制度移行後の諮問事項は、法施行条例の改正等、制度全体の方向性を決定するときや市独自の施策を実施するに当たり地域の代表者や有識者の意見を聴く必要があるときに限られることとなる。

以上のことから、報告事項については、次の項目を除くこととする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出の状況
- (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出の状況
- (3) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出の状況
- (4) 保有個人情報の利用の届出の状況

その上で、新たに「個人情報ファイル簿の公表の状況」を加える。

また、諮問事項については、「この条例によりその権限に属する事項」を除き、「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」を次のように細分化して規定するのが適当である。

- (1) 法施行条例を改正しようとする場合
- (2) 市が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

6 情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について（法第78条第2項関係）

【趣旨】

本市における情報公開は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に基づき行われるものであるところ、①改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例（法施行条例（仮称））で定めるものは改正法が定める不開示情報から除外すること（不開示情報から除外することで、結果として開示すること）や、反対に、②情報公開条例の規定により非開示（不開示）とすることとされている情報のうち条例（法施行条例（仮称））で定めるものは改正法が定める不開示情報とすること（不開示情報に加えることで、結果として不開示とすること）を、情報公開制度との整合を図るために、条例で定めることが可能とされている。

これを踏まえ、改正法と武蔵村山市情報公開条例の非開示（不開示）情報の規定を比較すると下図のようになる。

改正法における不開示情報（概要）	武蔵村山市情報公開条例における非開示情報（概要）
<p>(1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報。ただし、次の情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分</p>	<p>個人に関する情報。ただし、次の情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>
<p>(3) 法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの</p>
<p>(4)は国の安全が害されるおそれがある情報等を、 (5)は犯罪の予防、鎮圧等公共の安全と秩序維持に支障を及ぼす情報を定めたものであり、市町村の機関には一般的な適用がないため、省略</p>	<p>なし</p>
<p>(6) 地方公共団体の内部又は相互間における審</p>	<p>地方公共団体の内部又は相互間における審議、検</p>

議、検討又は協議に関する情報	討又は協議に関する情報
(7) 地方公共団体の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	地方公共団体の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
なし	法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、公にすることができない情報（法令秘情報。情報公開条例第8条第1号）

武蔵村山市情報公開条例第8条第1号に定める法令秘情報については、改正法には規定がなく、法令秘情報の分だけ改正法の方が開示範囲が広がっているが、開示請求者に係る保有個人情報について、開示請求者である本人にも開示することが法令で禁止されているような情報は想定し難いため、武蔵村山市情報公開条例との均衡上、条例（法施行条例（仮称））で定めることにより不開示情報とすること（上記②のケース）は必要ないとしたいが、どう考えるか。

#### 【意見】

武蔵村山市情報公開条例における非開示情報であって、改正法で不開示情報として定められていないものとして、当該条例第8条第1号の法令秘情報が挙げられる。しかし、このことについて国は、他の法令の規定により開示できないとされた情報であっても、通常、改正法第78条第1項のいずれかに該当するという考えを示している。また、法施行条例に改正法と重複する規定を置くことも認めていないから、情報公開条例との整合を図る目的で、法施行条例に法令秘情報の不開示規定を置くことは認められないことになる。

加えて、武蔵村山市情報公開条例で開示が義務付けられた情報であって、個人情報保護法で不開示とされた情報は存在しない。

以上のことから、情報公開条例との整合を図るための特別な不開示情報や、改正法で不開示とされている情報について開示することを義務付ける規定は、法施行条例には置かないこととするのが適当である。



7 武蔵村山市議会の個人情報保護制度において市長の設置する附属機関へ議長が諮問することについて（追加事項）

【趣旨】

1 改正個人情報保護法の議会への適用関係について

- (1) 現行、武蔵村山市議会の個人情報保護については、武蔵村山市個人情報保護条例において、市長、教育委員会等とともに議長を「実施機関」と位置付け、制度を運用している。
- (2) 一方、改正個人情報保護法では、同法において国会や裁判所が個人情報の取扱いに係る規律の対象とされていないこととの整合を図るため、同法による規律の対象となる「地方公共団体の機関」の範囲から議会が基本的に除外されている。
- (3) しかし、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の保護が適切に行われることが求められることから、本市議会として個人情報の保護に関する条例を制定するものである。

2 条例の内容のうち、議長からの諮問事項について

(1) 現行又は今後における諮問先の変化

区分	現行（～令和5年3月）	今後（令和5年4月～）
情報公開制度	<p>【審査請求】※現行と今後で変化なし</p>	
個人情報保護制度	<p>【苦情の申出・審査請求】</p>	<p>【苦情の申出・審査請求】</p>
	<p>【専門的な知見に基づく意見を求める場合】</p> <p>仕組みなし</p>	<p>【専門的な知見に基づく意見を求める場合】</p>

- (2) 議会の個人情報保護制度において、市長の附属機関に対し諮問することとする理  
ア 苦情の申出・審査請求があった場合において、市議会個人情報保護審査会に諮問することをやめ、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとした理由について

議会の保有する個人情報、「議員の身分・資格等取扱業務」、「議員共済会関係業務」、「議員報酬関係業務」、「議員共済年金受給者関係業務」など議員の個人情報がほとんどであり、このことから、個人情報の開示請求等を行う者は主に議員となることが想定される。

議員から開示請求が行われた案件について、苦情や審査請求があった場合には、議員で構成する市議会個人情報保護審査会で審査を行うこととなるが、どの議員がどのような個人情報を請求したかなどの情報がほかの議員に知れ渡ることとなる可能性が高いことから、議員以外の第三者が行う審査会に諮問することが良いと考えられる。しかしながら、地方自治法上、議会には附属機関は設置できないと解されていることから市長の設置する附属機関に諮問することを考えている。

イ 専門的な知見に基づく意見を求める場合、個人情報保護審議会に諮問することとした理由について

令和5年4月1日以降に個人情報の保護に関する法律が一部改正された場合は、市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についても検討する必要が生じることが想定される。また、市議会の個人情報の保護に関する条例の運用を行っていく中において、疑義が生じることとも想定される。これらの場合において、必要に応じて専門的な知見に基づく意見を聴くことが考えられる。しかしながら、地方自治法上、議会には附属機関は設置できないと解されていることから市長の設置する附属機関に諮問することを考えている。

3 市長の附属機関（「情報公開・個人情報保護審査会」及び「個人情報保護審議会」）に対し、議長が諮問することについての国の考え方

(1) 附属機関の意義

ア 地方自治法において、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができることとされている（第138条の4第3項）。

この点、議会は地方公共団体の執行機関ではないため、附属機関を置くことができない。

イ 附属機関は委員をもって構成される合議制の機関であるが、執行機関と異なり、自ら地方公共団体の機関として最終的な意思を決定する権限はなく、執行機関の事務執行の前提として、必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関である。

(2) 市長の附属機関に、自らの附属機関でない議会（議長）が諮問することについての国の考え方

区分	地方自治体からの照会	国（個人情報保護委員会）の回答
1	<p>地方公共団体に置く審議会について改正法第129条において地方公共団体の機関は審議会その他の合議制の機関に諮問することができるとの規定があり、これに基づいて当市においても審議会を設置し（すでに設置されているもの）、諮問を行う予定であります。改正法において地方公共団体の機関の定義から議会が除外されておりますが、<u>議会が上記において設置した審議会に諮問を行うことは許容されるでしょうか。</u>第129条（※(3)の表の欄外に記載）の主語は「地方公共団体の機関（議会を除く）」となりますが、審議会の設置についてが第3章第3節の施策を講ずる場合としており、第3章第3節においては地方公共団体の機関から議会が除外されていないため、可能であるかお聞きするものです。</p>	<p>法第129条に基づいて、条例に定めるところにより審議会等へ諮問することができるのは「地方公共団体の機関」であり、当該機関に議会は含まれていない。他方、議会が当該審議会等に諮問を行うことについて法の規定はないため、各地方公共団体において御判断いただいて差し支えない。</p> <p>なお、法第129条は審議会等への諮問について規定するものであり、設置に関しては、附属機関設置条例等、各地方公共団体において規定されるものと考えます。</p>
2	<p>市議会個人情報保護条例において、市議会が、市長の附属機関である個人情報保護審議会に諮問・報告を行うことを規定することは、地方自治法その他法令上可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
3	<p>議会の審議会への諮問の可否について改正法では、議会が実施機関対象外になっていますが、審議会への諮問については、議会も諮問できるとする規定は可能でしょうか。</p>	<p>法第129条に基づいて、条例に定めるところにより審議会等へ諮問することができるのは「地方公共団体の機関」であり、当該機関に議会は含まれていません。他方、議会が当該審議会等に諮問を行うことについて法の規定はないため、各地方公共団体において御判断いただいて差し支えありません。</p>

(3) 他の自治体の状況

現行の個人情報の保護に関する条例	令和5年4月1日以降の市議会個人情報の保護に関する条例の検討状況
<b>【審査請求等の場合の対応】</b> ・議会に置く個人情報保護審査会に諮問する 1市 ・執行機関の附属機関（個人情報保護審査会等）に諮問する 18市 ・行政不服審査会に諮問する 7市	<b>【審査請求等の場合の対応】</b> ・議会に置く個人情報保護審査会に諮問する方向で検討 0市 ・執行機関の附属機関（個人情報保護審査会等）に諮問する方向で検討 4市 ・行政不服審査会に諮問する方向で検討 1市 ・検討中（未検討） 21市
<b>【重要事項を審議する場合の対応】</b> ・議会に置く個人情報保護審議会に諮問する 0市 ・執行機関の附属機関（個人情報保護審議会等）に諮問する 23市 ・その他（規定がないなど） 3市	<b>【重要事項を審議する場合の対応】</b> ・議会に置く個人情報保護審議会に諮問する方向で検討 0市 ・執行機関の附属機関（個人情報保護審議会等）に諮問する方向で検討 5市 ・検討中（未検討） 21市

（令和4年8月1日 議会事務局調査）

**参考** 改正個人情報保護法

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

**第二十九条** 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

**【意見】**

市長と議会の関係については、市長と議会議員が直接住民によって選挙され、それぞれが住民に対して責任を負うという関係にあり、相互の牽制と調和によって公正な行政を確保することが求められている。

また、市長と議会議員とを対等独立の地位に置くことにより、チェック・アンド・バランスを図ることも求められる。

このように、市長と議会との関係を考えると、市長の附属機関に対し議長が諮問することで、当事者間のバランスに微妙な影響を及ぼす可能性があり得ることに若干の懸念を感じることも否定できない。

しかし、武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例の条例（例）を発出した全国市議会議長会の考え方は、これまでも多くの地方公共団体において、議会や議長が市長とともに実施機関の一つに位置付けられ、議長に対し行政不服審査法に基づく審査請求がなされたときは、市長の設置する附属機関に諮問することとされているという経緯もあり、なるべく従来の枠組みから変更のないよう条例（例）を作成したとのことである。

また、市長の設置する附属機関に議長が諮問することについての照会に対する国（個人情報保護委員会）の回答は、改正個人情報保護法に基づいて審議会等へ諮問することができるのは「地方公共団体の機関」であり、当該機関に議会は含まれないが、議会が当該審議会等に諮問を行うことについて法の規定はないため、各地方公共団体の判断に委ねられるとのことである。

以上のように、全国市議会議長会の条例（例）の考え方、国の回答などを踏まえると、当審議会としては、個人情報保護法の適用除外とされた議会の個人情報保護制度に係る事項についても、当審議会及び武蔵村山市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することを認めるものとするが、法施行条例や議会の個人情報の保護に関する条例にこうした規定を盛り込むに当たっては、再度、市長と議会とのあるべき関係をしっかりと認識した上で行っていただくことを望むものである。

## 結びに

これまで、本市を含む全国の地方公共団体においては、それぞれの条例により独自に運用されてきた個人情報保護制度が個人情報保護法への一元化に移行することで一つの転換点を迎えることになる。

個人情報保護制度は、多くの地方公共団体が国に先行して条例を整備し、独自に制度を発展させてきた点で、住民に身近な地方公共団体による地方自治の象徴的な存在である。

一方、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利活用が著しく拡大する中で、従来の別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合が顕在化し、これを是正する必要があるなどとして、個人情報保護法が改正された。

改正個人情報保護法の施行後は、これまで当審議会において審議されてきた諮問事項の多くが廃止されるとともに、実施機関における個人情報保護の実務にも、少なからぬ影響が生じるものと思われる。

しかし、個人情報の収集、保管、利用、提供及び廃棄の各段階において、個人情報を適切に保護すべき責務、即ち個人情報保護に関する取組の本質は、従来と何ら変わるものではない。

今後も、実施機関においては、これまで当審議会の審議において述べられた意見を業務の遂行に十分に生かすとともに、必要に応じ国の個人情報保護委員会にも助言を求める等により、市民の個人情報を保護することに最大限の努力を払い、本市の個人情報保護制度の円滑かつ適正な運営に努めていただきたい。